



2026年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社KYORITSU  
代 表 者 名 代表取締役社長 景山 豊  
(コード：7795 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 田 坂 優 英  
(電話番号：03-5248-5550)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の第45期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 当社は、2026年3月16日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しております通り、取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図り、中長期的な企業価値向上に取り組むことを目的に、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行います。

また、監査等委員会設置会社は、重要な業務執行の決定を取締役に委任することを可能とする旨を定款で定めることができることから、従来通りの実効性を確保しつつ、経営の意思決定及び業務執行の更なる迅速化を可能とするべく、該当する規定の新設を行います。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月26日（金）（予定）
定款変更の効力発生日	2026年6月26日（金）（予定）

以 上

別紙

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役、役付取締役、最高経営責任者および最高執行責任者)</p> <p>第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が、これに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了までとする。</u></p> <p>(代表取締役、役付取締役、最高経営責任者および最高執行責任者)</p> <p>第 22 条 代表取締役は、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会は、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中からその決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役への委任)</u></p> <p>第 26 条 当会社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役が、これに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外</u></p>



現行定款	変更案
<p>第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p>	
<p>第 39 条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2. 当社は、監査役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>
	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
	<p>(監査等委員会の決議方法)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
	<p>(監査等委員会の議事録)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
	<p>(監査等委員会規程)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 35 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 40 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 36 条～第 37 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第 42 条 会計監査人の報酬等は代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 43 条～第 46 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 38 条 会計監査人の報酬等は代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 39 条～第 42 条 (現行どおり)</p> <p><u>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、監査等委員会設置会社の移行前の監査役 (監査役であったものを含む。) の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>